

# 輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

貨物名:
メーカー名:
型及び銘柄:

©CISTEC

2026.02.14施行行政省令等対応 ( 1 / 1 )

次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 2-(15) ロボットであつて、 次に掲げるもの若しくはその部分品 又はこれらの制御装置 1 防爆構造のもの 2 放射線による影響を防止するように設計したもの	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第1条 輸出令別表第1の2の項の経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。 二十 ロボット (操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。) 若しくはエンドエフェクターであつて、 次のいずれかに該当するもの又はこれらの制御装置 イ 産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格(以下単に「日本産業規格」という。)C60079-0号(爆発性雰囲気で使用する電気機械器具-第0部:一般要件)で定める防爆構造のもの(塗装用ものを除く。) ロ 全吸収線量がシリコン換算で50,000グレイを超える放射線照射に耐えることができるように設計したもの	該 当 ○ 非該当 × 対象外 - 【 】 《 》 [ ] 《 》 [ ]	] 除外 ] 除外	数値 ( )

判定結果	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
該当項番	
① 輸出令別表第1の項番 [ ]	
② 貨物等省令の条項号等の番号等 [ ]	

作成責任者: (作成年月日: 年 月 日)

会社名 \_\_\_\_\_

所属・役職 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_